

橋本の町家と町並みの形成と展開に関する復原的研究

—近世と近代の比較を中心に—

主査 平山育男^{*1}

委員 御船達雄^{*2}、藤川昌樹^{*3}

本研究は和歌山県橋本市の橋本・古佐田・東家地区を調査対象とし、町家の復原調査と都市構造調査、都市関連の文献調査をもとにして、町家と町並みの変遷について復原的に考察するものである。当地区は近世・近代に交通の要衝となり繁栄したが、残念ながら再開発を目的に土地区画整理事業による建物の解体が続く。復原調査では取り壊しの際に解体を伴う調査をおこない、精度の高い資料を作成した。編年指標は屋根葺材、軒高、二階座敷の有無が特に有効で、これをもとに町家の変遷を考察した。史料調査からは、両側町から塊状の町への変化と、近代での古佐田地区の都市化が判明した。近畿圏の在郷町としての特質とその変遷過程の把握を試みた。

キーワード：1)橋本、2)町家、3)編年指標、4)復原調査、5)改造、6)敷地割の変遷、
7)都市域の拡大、8)在郷町

A STUDY ON TOWNHOUSES AND DEVELOPMENT OF THE STREETSCAPE OF HASHIMOTO CITY, WAKAYAMA PREFECTURE

— A Comparative Study of Modern and Edo Eras —

Ch. Ikuo Hirayama

Mem. Tatsuo Mifune and Masaki Fujikawa

This study focuses on the townhouses and the development of various localities of Hashimoto, which prospered in the past as a trading post at the intersection of major highways. Research based on on-site surveys, including those during dismantlement, and related documents were executed to clarify the status of these townhouses and development of streetscapes in accordance with the structure of the city. These surveyed structures are presently being demolished for urban redevelopment.

1. はじめに

民家史に関する研究は、戦後質・量ともに著しく進展した。しかし、その対象は農家を中心であり、町家についての研究は今もなお立ち遅れている。このことは、本研究がフィールドとして設定する和歌山県においても同様である。

和歌山県内の民家を扱った建築史的方法による研究としては、①昭和42年(1967)におこなわれた和歌山県民家緊急調査^{x1)}、②近畿全体を対象とした林野全孝の研究^{x2)}、が主要な成果としてあげられる。また③海南市黒江の町並みを扱った千森督子の研究^{x3)}、④和歌山大学・本多研究室による和歌山市雑賀崎地区の研究^{x4)}、⑤大阪市立大学・谷研究室を中心とした湯浅伝統的建造物群保存対策調査^{x5)}、などがある。さらに⑥紀ノ川沿いの伝統的町並み所在調査が、和歌山県文化財センターから報告されている^{x6)}。これらには精力的かつ継続的なものもあり、特に雑賀崎や湯浅についての研究は近年になって行われた意欲的な活動と評価することができる。

しかし、県内に現存している豊富な伝統的町家建築の存在を考えれば、調査研究活動は十分とはいえないであろう。特に、民家史研究の重要な基礎となる編年指標が町家については未だ確立されていないこと、町家と町並みの特質との関係が示されていないこと、が現在の研究水準の抱える問題と考える。

以上から、本研究では橋本市の旧市街地を対象として取り上げ、近世から近代までを視野に入れた町家建築の編年を行ない、このプロセスを通して編年指標を確立すると同時に、町並みの特質との関連を積極的に探ることを課題としたい。建築の実測調査と文献史料の調査^{注1)}を平行して行うことによって、この課題に答えていくことにする。

本稿では、まず橋本についてその概要を紹介した後、町の空間構成の特徴、形成過程などに触れた上で、町家建築の編年作業の結果について記述することにした。そして、最後に両者を関連づけて考察することとする。

*1 長岡造形大学助教授

*2 (財)和歌山県文化財センター技師

*3 筑波大学社会工学系講師

2. 橋本の概要

和歌山県橋本市の中心市街地にあたる橋本・古佐田・東家は紀ノ川上流域に位置し、紀ノ川水運と高野・大和両街道の交差する交通の要衝として、近世から近代にかけて非常な繁栄をみた(図2-1)。このため、当該地区には今もなお良質な町家群が数多く現存している。しかし、住環境・商環境改善と国道24号拡幅のため、1985年にこの地区は土地区画整理事業区域として都市計画決定されるに至った。このためすでに取り壊しが進行している。

旧市街地の中核となる旧橋本町は、天正13年(1585)に木食応其上人によって、当時寒村だった古佐田村の荒廢地に高野往還の宿所として開かれた。ここは京・大坂と高野山を結ぶ高野街道と、和歌山と奈良・伊勢を結ぶ大和(伊勢)街道の交差する地点でもあった。応其は秀吉の信任を得て高野山を復興させたことで知られるが、橋本の町を開基したことに加え、周辺地域の土木事業も数多く手がけた。天正15年(1587)には、紀ノ川に長さ130間の橋が応其によって架けられている。この橋は3年で流出したが、橋本という町の名前は、この橋に因んで命名されたとされている。

同じく天正15年には橋本は塩の専売権を秀吉から認められ、また続いて文禄3年(1594)には「永代諸役免許」の特権も獲得した。こうして橋本は周辺の「村」とは異なる「町」としての性格を有することになった。

江戸時代になっても橋本は、引き続き紀州藩により塩の専売権が認められたし、伝馬所が設けられる一方、船継権も与えられた。このため、市町・宿場町・河岸場などの機能を併せ持つ在郷町として繁栄を続けた。

町の西南部の川岸には、藩主が臨時滞在するための「御殿」が設けられ、後に郡奉行所・代官所に引き継がれた(図2-1)。御殿の脇からは対岸に向けての渡し船が出されていた。応其の架けた橋が流出した後、本格的な橋の再建は昭和7年(1932)まで行われなかったからである。



写真 1-1 紀ノ川側の風景

明治22年(1889)の町村制施行により、橋本は周辺の8ヶ村と合併し町制を敷き、昭和30年(1955)に橋本市となった。橋本では、今もJR和歌山線と南海電鉄高野線、国道24号線と371号線がそれぞれ交差しており、交通の要衝としての地位は変わっていない。

3. 町の構成

3.1 地籍図にみる町の構成

ここではまず、現況の観察と明治初期の地籍図・土地台帳の分析を通して町の構成と屋敷地の構成を理解し、形成過程についての見通しを得ることとしたい。

橋本の町は、現在では旧古佐田村と連続した市街地を形成している。この市街地には当然のことながら近・現代の開発・再開発の手も加えられており、前近代の段階で橋本の町がどのような構成を取っていたかは現況では分かりにくい。

復元的な考察を進めていく上で、有力な手がかりを提供してくれるのが、明治初期に描かれた地籍図(「橋本村屋鋪地并二新畑之図」)^{註2)}である(図3-1)。同図からは、町についての多くの情報を読みとることができる。

同図においてまず注目されるのは、旧大和街道の両側

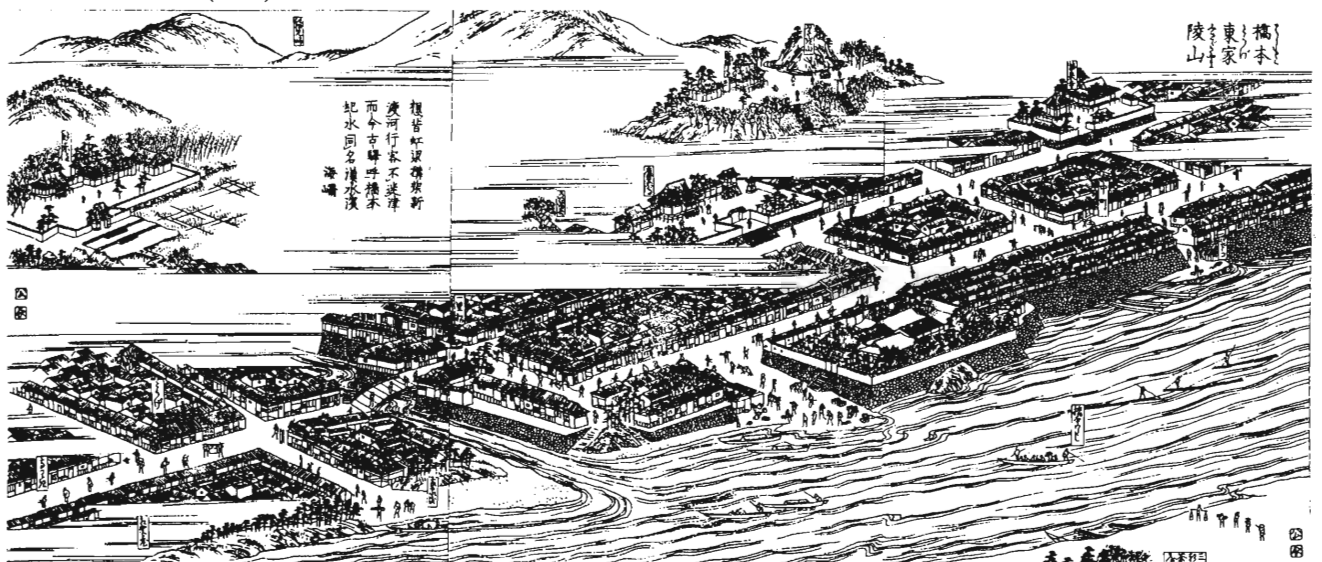


図2-1 『紀伊国名所図会』に描かれた橋本と東家



写真3-1 大和街道と「新畑」の高低差

に短冊型の屋敷地が並んでいることである。大和街道は屈曲をしながら西から東に橋本を貫いているが、この屈曲に合わせて短冊型屋敷地も連続しているのである。現況でも、この旧街道沿いの両側には伝統的な町家が建ち並んでおり、いわゆる両側町を形成している。このような構成は言うまでもなく、橋本に限らず多くの近世都市で見られるものである。

一方、両側町の西南部一帯（図中左下部分）には、赤い○印が付された屋敷地が集中して存在する。図の凡例には、「番号肩二〇印ヲ加、新畑ヲ記ス」とあり、この一群の屋敷地が「新畑」なるものを示すことが判明する。現状はもちろん明治初期の段階でもこの「新畑」の集中する一帯は市街地化しており、用途上の相違を認めることはできない。同図は、宅地・畑としてそれぞれ使用されていた土地を色分けして描いているが、紀ノ川に接した一画を除くと、「新畑」のほとんどが「宅地屋敷」であった。特に東家川（現橋本川）に沿う一帯は「川原町」と称される一定の歴史を有する地区であり、高密度な居住区を形成していたのである。

しかし、「新畑」は大和街道には接することがなく、先に指摘した両側町とは異なる領域を形成している。両者

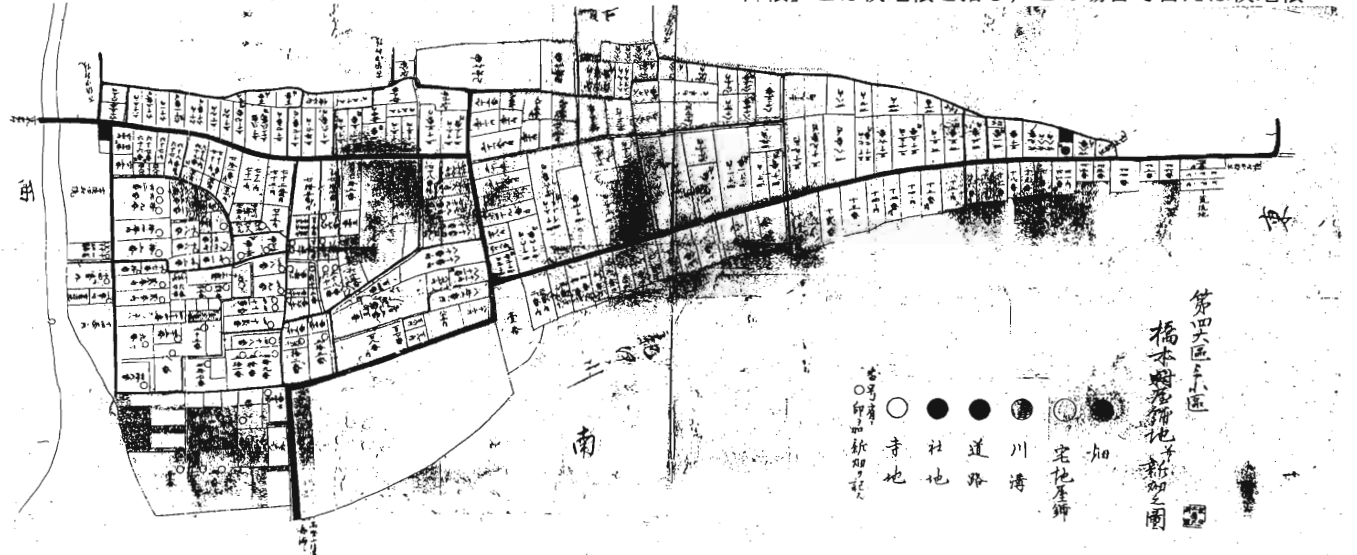


図3-1 「橋本村屋敷地并新畑之図」（土屋家文書〔橋本市立郷土資料館寄託〕、明治初期）

は少なくとも土地制度上は明らかに違うものとして認識されていたことになる。

この事は、両者の地盤面の高さが異なる事と対応している。大和街道の地盤面と比べると、「新畑」の地盤面は1M程度低くなっているのである。このため、大和街道沿いの町家の敷地では、大和街道に接する表側と「新畑」と接する裏側とで高低差が生じることになり、この高低差を石垣を用いて解決する結果となっている（写真3-1）。

「新畑」が相対的に新しく開発された土地であることはその名称からある程度推測できるが、地盤面に高低差があることもこの推測を補強するものと言って良いだろう。

さて、以上のように橋本の旧市街地は、旧大和街道に沿った両側町と「新畑」からなる地区の二つから主として構成されることをみてきた。そして前者が古く後者が相対的に新しい存在と推定されるのではないかともしてきた。こうした推定を史料に即して検討する前に、個々の屋敷地の特徴についてみておくこととしたい。

3.2 土地台帳にみる屋敷地の構成

橋本の町屋敷地を一筆毎に記している史料として「御免許地屋敷写」（明治2年(1869), 以下「台帳」³³⁾）をあげることができる。この台帳は、前述の地籍図と地番がほぼ一致しており、作成年代に若干の相違があるものの、基本的には対をなすものである。その代表的な書式は、

四 一、屋敷 表口式間半 御帳 大
裏行拾貳間 治右衛門 藤兵衛

のようであって、地番・地目・表口寸法・裏行寸法がまず記される。ただし、「表口」「裏行」という記載は、大和街道に直接面した屋敷地にのみ用いられた記載方法である。その背後に位置する屋敷地には、代わりに「東西」「南北」と記されている。台帳に記された計213の敷地のうち、前者は140、後者は73をそれぞれ占めている。次の「御帳」とは検地帳を指し、この場合で言えば検地帳

に記された所有者の名称が「治右衛門」だったことを示している。そして、最後に記された「藤兵衛」が、明治2年段階での所有者を示している^{注4)}。

しかし、この台帳が橋本町の全ての屋敷地を記載しているわけではない。台帳に記された地番と先の地籍図の地番を対照させると、台帳は大和街道沿いの両側町を構成する屋敷地や、応其寺の東南部に位置する屋敷地についてのみ記していることがわかる。先に見た「新畑」という範疇の屋敷地は書かれていない。

図3-2は、213の敷地の表口（東西）・裏行（南北）寸法の規模別分布をみたものである。表口（東西）方向では半間隔で集計してある（ゴチックが表口・裏行寸法、○数字が東西・南北寸法の敷地を示す）。このうち、表口・裏行で寸法が表示された屋敷、すなわち大和街道沿いの敷地は、表口が2間半から3間半で、裏行が7間から13間程度の規模のものが多いことがわかる。これに対し、東西・南北寸法で表記された大和街道背後の屋敷地規模は広く分散しているが、相対的に東西寸法が長く、また南北寸法が短い傾向にある。

さて、以上を解釈するにあたって注意すべきは、多くの敷地で敷地の分割が行われたのではないかと推定されることである。各敷地の地番には、「式之内」「四之内」のように、「之内」という表現が添えられたものが多い。地番自体は、江戸時代以来のものであり^{注5)}、この番号が設定された当初には、例えば「式」及び「式之内」という二つの敷地は一体のものだったと理解すべきであろう。

地番は1から103までであるが、敷地の分割が行われた結果、記された屋敷地の総数は前述のとおり計213に達したのである。分割は、103の敷地のうち、実に64の敷地で行われており、また、敷地の表口・裏行方向のいずれにおいても行われている。

大和街道沿いの屋敷地に着目して分割の状況のみをみよう。1から82番までのうち34・65・68を除く79筆の敷地がもともと大和街道沿いの敷地だったものとみられるが、間口方向の分割は48の敷地で、奥行き方向のそれは

表3-1 地番をもとに復元した大和街道沿い敷地の間口

表口	0~	1~	2~	3~	4~	5~	6~	7~	8~	9~	10~	11~	12~	13~	14~	計
筆数	0	0	3	11	12	18	16	7	3	2	3	2	0	1	1	79

表4-1 橋本町・古佐田村の家数・人口

	本役	半役	橋本家数計	橋本人口	橋本・古佐田家数計	同人口計
慶安4年(1651)*1	57				148	659*6
享保元年(1716)*2	93	125	218		317	1,417
安政元年(1854)*3					408	956
明治7年(1874)*4			293	1,170		
昭和3年(1928)*5			253			

*1「慶安四年十月伊都郡上組在々田島小物成改帳控」（土屋家文書、『橋本市史』上巻、pp.800-801）、*2「享保元年御巡見様御尋之時に可申上口上書覚」（関谷家文書、『橋本市史』中巻、p.404）、*3「本宿橋本町と助郷東家・寺脇両村と出入二付、橋本町惣代奉願書写」（池永家文書、『橋本市史』中巻、p.422）、*4「戸籍人員帳」（土屋家文書312、橋本市史編纂委員会蔵写真版）、*5「昭和三年度大字橋本現住者人名簿」（村木家文書、橋本市史編纂委員会蔵写真版）、*6 8才より上の人数との注記あり。

24の敷地で行われている。両者の分割が一つの敷地に対して施されたケースも17例確認された。

表3-1は、79筆の屋敷地が分割される前の表口寸法を復元・集計したものである。全体として3間から7間程度の表口の敷地が多かったことが判明する。ここでは復元後でも3間程度の表口の屋敷地が一定数存在すること、図3-2で多かった表口2間半-3間半のほぼ倍の寸法にあたる5-7間程度の表口のもの多数存在したことを確認しておきたい。

一般に近世都市では敷地の分割・統合が頻繁に行われるのが常であるから、橋本で敷地の分割がみられることはさほど特別な事象とは言えないだろう。しかし、分割された敷地であっても、所有者が同一である事例が過半を占めていることには注意が必要である。間口方向の分割については48例のうち30例で、分割された後の複数の敷地所有者が同一人物となっている。また、奥行き方向の分割が行われた24例の中でも、10例では同一である。

このような事態に至ったのは、敷地の分割が行われ、一度は所有者が別々になったものの、後日再び一人の所

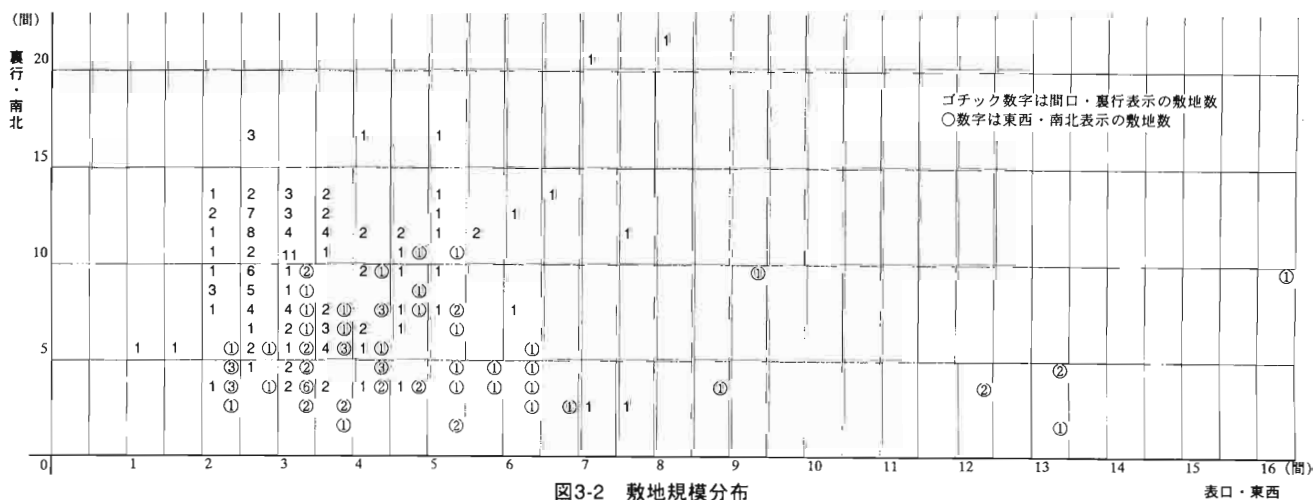


図3-2 敷地規模分布

有者の手に帰したからであろう。これはさほど不思議なことではない。しかし、過半を占める屋敷で同様の経緯をたどったのであるから、何かこうした経緯が生じやすい理由があったのではないかと推測することも可能であろう。それは、後述する町家建築の分割と関係があるのではないかと思われる。

4 町の形成過程

4.1 家数の変化

本章では、前章で行った町の形成過程についての見通しを史料に則しつつ、確認していくこととしたい。ここではまず、史料にみえる家数を検討することから始める。

表4-1は、史料に登場する家数・人口をまとめたものである。橋本の家数・人口ともに古佐田村と合計のうえ記載されることが多く実数は把握しにくい、概況を知るには十分であろう。特に着目したいのは、慶安4年(1651)と享保元年(1716)の二度の調査の記録である。

慶安4年(1651)10月の調査は、古佐田村・橋本町の家数の総数を148家としている^{註6)}。この内、5家が^(ママ)「小佐田本役」、57家が「橋本本役」の家とあるので、橋本には、古佐田村とは独立して役が設定されていたこと、この役を負担する家が57軒存在したことが明らかである。また、古佐田村の家数の方がずっと少なかったのではないかと想定される。

次いで享保元年(1716)の調査は、古佐田村・橋本町を併せて計317軒の家数があり、この内、橋本町家は218軒(したがって古佐田村は99軒)あり、93軒が本役、125軒が半役、とする。

橋本と古佐田を合わせた家数が慶安年間と比べて2倍以上に増えていることがわかる。17世紀後半に急激な成長がなされたことを示唆しているのである。この成長が、古佐田だけでなく橋本でもみられたことは、橋本の本役が慶安年間の本役＝57軒から65年の間に36軒増えていることから明らかであろう。

さて、享保元年の調査において「本役」「半役」という二つのカテゴリーに分けて家数が記述されている点に着目しておきたい。万治3年(1660)の「総改め」以降の和歌山藩領の村々では、この「本役」「半役」に加えて「無役」というカテゴリーが存在し、家々は計3つのカテゴリーに分類されていたという。また、各家をいずれに分類するかについての藩全体の統一的基準はなく、各村ごとに決めていたのではないかと推定されている^{註8)}。橋本では「本役」「半役」の二つのみに分類されているから、この点で農村部とは異なることになる。そして「半役」が「本役」を数的に凌駕している点も注目に値するだろう。

それでは、二つのカテゴリーの存在は、町の空間構成や形成過程といかなる対応関係を持っていたのだろうか。次いでこの点を検討していくことにしたい。

表4-2 明和火事被災家屋の世帯数別棟数

1棟あたり世帯数	1	2	3	4	5	6	計
棟数	16	4	5	1	0	1	27

4.2 18世紀後半の火事の記録—本役と半役—

この点で参考になるのは、明和7年(1770)に起きた火事についての記録である^{註7)}。同年閏6月28日夜に川原町から出火した火事は大規模なものとなった。

この時に被災したのは、「半役家」49軒であり、火元の1軒を除いた48軒に対して材木・救米が下賜されると同時に、拝借米・拝借銀が貸し付けられている。このため、被災世帯についての書上げ^{註9)}も残された。この書上げの末尾によれば、被災した「家数」は「廿七軒」(内1軒は「小家」)であり、「此竈四拾九軒」であった。すなわち、焼けた建物の棟数が27棟であり、焼失した「半役家」49軒とは、「世帯」数を意味していたことになる。

それでは、彼らが居住していた建物はいかなる形式のものだったのだろうか。史料からは、様々な形式が存在したことが推定される。たとえば、

無主人 一、同 壹軒	半役 茂兵衛
	" 孫七
	" 五郎兵衛

と表現されているケースでは、3世帯が一つの建物に居住していたことが判明する。この場合は長屋建築だったとみて良いだろう。しかし、むしろ、

所持高三斗余 一、同 壹軒	(半役) " 甚六
------------------	-----------

のように1軒の住宅に1世帯が住んでいる例の方が多く、16軒にも及んでいたのである(表4-2)。

このことから、「半役」とは長屋か独立住宅かといった住宅の形式とは直接の関係がなかったことになる。また、この時に焼け出された家の全てが「半役」だったことを念頭におくと、持ち家か借家かで「本役」「半役」が分かれていたわけでもないのではないかと推測される。これだけの規模の火事が偶然に借家だけを襲ったとは考えにくいからである。

むしろ先の書上げが、川原町周辺の被害を記す一方で、「尤御殿所并往還筋、別条無御座候」と記していることに着目したい。御殿や往還(街道)筋の家々は別状なかったというのであるから、この「半役」の家々は川原町をはじめとする「往還筋」以外の場所にあったことになる。

そもそも「半役」とは、(川原町一帯を含む)街道筋の両側町の背後に位置する家々に対して課された役ではなかったか。依然として確証は得られぬままだが、ここではこのように考えておきたい。

4.3 形成過程の推定

以上をふまえて、ここでは橋本の町の形成過程につい

て推定を加えてみたい。その際に、最近になって市史編さん室により発見された絵図(図4-2)^{注9)}を用いることとしたい。この絵図は年紀を欠いているので、図の内容から作成時期を推定する必要がある。

まず、道に注目すると、大和街道はもちろんのこと町内部の路地も地籍図に記されたものと共通していることが判明する。それらの路地の成立の古さが確認されると同時に、本図がかなり正確に町の構成を伝えていることを推測させるものである。

こうした正確な図が作成されたのは、橋本で宿泊する和歌山藩一行の宿割が目的だったためと推定される。図は橋本の家屋を貼紙で表現し、そこに居住者名を記入した上で、さらに寄宿する武士の名称を付箋で示しているのである。多数の供連れが図上で確認されることから、参勤交代の途次の宿割かとも思われる。和歌山藩の参勤交代のルートは、延享元年(1744)までは大和街道を経由するのが主であったという^{注10)}。したがって、これ以前に作成された可能性が高いことになる。

絵図に書き込まれた居住者名のうち、地籍図が示していた旧橋本町の範囲内のものを数えると、計129に達することが判明する。先にもみたように慶安4年(1651)の古佐田・橋本の家数が148軒であり、この時点での古佐田村の家数は橋本と比べると極めて限られていたと想定される。したがって、この絵図の示す年代は、17世紀半ばから大きく隔たらない可能性もあるといえよう^{注11)}。

さて、同図から町の構成上の特徴をみると、すでに大和街道沿いに両側町が密度高く形成されていることに気づかされる。一方で、先に「新畑」が集中するとした地区の建築物の密度は低い。ここに建つ建物の中には、「小屋」と書き込まれたものも多数含まれており、これら「小屋」は応其寺の東南一帯にもまとまって存在していることが確認される。これらの小屋は作業用の施設だった可能性もあるだろう。

以上から、「新畑」が集中する川原町一帯は、大和街道沿いの両側町に比べて相対的に開発が遅いことが、ほぼ明らかになったであろう。おそらく、街道沿いの両側町がまず最初に町割りされ、ここに接する屋敷の居住者が「本役」をつとめることになったものと思われる。その後「新畑」の集中する地区が開発され、こちらの住人が「半役」を負担することになったのであろう。

ただし、「半役」の家々が集中した「新畑」の地区は、必ずしも大和街道沿いの両側町の家々に対して従属的な関係にあったわけではないということを強調しておきたい。ここでは十分に述べるができなかったが、現在も続いている祭りである「船だんじり」を支えるのは、この「新畑」の地区の家々なのである。むしろ、街道沿いの家々に対する第二の勢力として結束し、力をつけていったものと推測される。

5. 町家建築の変遷の概要と地域性

建築調査は「橋本市中心市街地土地区画整理事業地区」内に現存する500軒余りの建物群の悉皆調査をベースに、主要な遺構で復原調査をおこなった。区画整理事業は建物の取り壊しを伴うものであり、このことが遺憾ながら徹底した痕跡調査を可能にする場合もあった。改造で後から貼り付けた新建材などをはがして調査することができたのである。後掲の編年表(表5-1)に示した7軒の家(木村洋品店、稲垣洋品店、西岡医院、富岡表具店、織部化粧品店、いなばや呉服店、加藤家)ではこのような徹底した痕跡調査をすることができた。この作業は改造が激しい当地区の町家で編年指標を検討するうえで欠かせないものとなった。

編年指標は、当然のことながら調査者の見方によって多様なものがあると考えられる。とくに近代では膨大な資料をどう使いこなすか、また当時の法制度や流通制度の関係等の解明も課題となるから、実は難しい作業であ



図4-1 「(橋本宿割図)」

表 5-1 調査対象町家の編年表

家(店舗)名 ¹⁾	所在	種別	区分	建築年代	復原平面	上屋屋根	桁行/梁間 ²⁾	上屋梁間	軒高(m) ³⁾	一階床の間	二階用途	小屋構造	梁組形式	外壁	軒(大屋根)	釘	野物加工	備考
1 池永洋三家	橋本2-1-11	町家	1期	18c中・宝暦2	主要四室	入母屋・本瓦	7間/5間	4間	4.9	下屋庇	物置	和小屋・登梁	折覆	大壁	出桁塗込	和	人力	離座敷は本陣
2 牲川英雄家	橋本2-6-3	町家		18c中・宝暦4	主要四室	切妻・本瓦	6間半/5間半	4間	4.8	下屋庇	物置	和小屋・登梁	京呂	大壁	塗込	和	人力	元塩屋
3 木村洋品店	橋本2-1-9	町家		18c前～中?	主要四室	切妻・本瓦	3間/5間半	4間	3.8	なし	なし	和小屋	京呂	大壁	塗込	和	人力	分割
4 樋下家	橋本2-6-6	町家		18c中	六室(通土間無)	切妻・棧瓦	7間半/5間	4間	4.0	取込	物置	和小屋	京呂	大壁	塗込	和	人力	元紺屋
5 稲垣洋品店	橋本2-1-10	町家		18c中・明和年間	主要六室	切妻・棧瓦	5間/5間	4間	3.8	下屋庇	なし	和小屋(改造)	京呂(折覆)	大壁	塗込	和	人力	一棟を分割
6 服装百貨マルニ	橋本2-1-10	同上		同上	同上	同上	2間/5間	同上	同上	同上	同上	和小屋	同上	大壁	塗込	和	人力	
7 土屋家	橋本1-4-19	座敷		18c中・明和年間	主要二室	入母屋・棧瓦	5間/3間半	-	-	取込	なし	和小屋	?	大壁	塗込	和	人力	元地主宅
8 山内家カレッジ	橋本1-7-12	町家		18c後	?	切妻・棧瓦	2間半/4間	3間	4.7	なし	物置	和小屋	京呂	大壁	塗込	和	人力	分割
9 山本表具店	橋本1-5-14	町家		18c後	二室?	切妻・本瓦	3間/4間半	3間半	4.4	なし	物置	和小屋	京呂	大壁	塗込	和	人力	分割
10 富岡表具店	橋本1-7-12	町家		18c後	一室	切妻・棧瓦	2間半/3間	2間半	4.7	なし	物置	和小屋	折覆	大壁	塗込(改造)	和	人力	
11 畑萬金物店	橋本1-7-8	町家	2期	19c前・文政8年	主要二室?	切妻・棧瓦	3間半/3間半	4間	4.3	なし?	物置	和小屋	京呂	大壁	塗込	和	人力	背面昭和に改造
12 寺本菓子舗	東家4-14-7	町家		19c前・天保以前	主要三室・店	入母屋・棧瓦	8間/4間半	4間	5.3	取込	座敷	和小屋	京呂兜蟻	大壁	塗込	和	人力	名所図会で描く
13 西岡医院	橋本1-5-13	町家		19c前	主要二室	切妻・棧瓦	4間半/5間半	4間	4.7	なし	物置	和小屋	京呂	大壁	塗込(改造)	和	人力	分割町家に取付
14 池永昌平家	橋本2-1-7	町家		19c前	主要三室	切妻・棧瓦	3間/5間半	4間半	4.9	なし	座敷(改造)	和小屋	京呂	大壁	出桁塗込	和	人力	
15 大仲製粉所	東家4-16-14	町家		19c前	八室(通土間無)	切妻・棧瓦	6間半/4間	3間	4.4	下屋庇	物置	和小屋	京呂	大壁	塗込	和	人力	
16 岩崎家	橋本1-4-12	町家		19c前	主要四室(中土間)	切妻・棧瓦	2間半/5間	3間半	4.8	なし	物置	和小屋・登梁	京呂	大壁	塗込	和	人力	一棟を分割
17 織部化粧品	橋本1-4-12	同上		19c前	同上	同上	2間/5間	同上	同上	なし	物置	和小屋・登梁	京呂	大壁	塗込	和	人力	
18 松田家	東家4-13-5	町家		19c前	主要四室	切妻・本瓦	4間半/4間半	3間半	4.7	なし?	物置?	和小屋	京呂	大壁	塗込	和	人力	分割
19 津守文具	橋本2-2-3	町家		19c前	主要四室	片入母屋・棧瓦	6間/5間	4間	5.1	下屋庇	物置	和小屋	京呂	大壁	塗込	和	人力	分割
20 いなばや呉服店	橋本1-3-13	町家		19c中・天保頃	主要二室	片入母屋・棧瓦	4間/4間半	3間半	4.9	なし	物置	和小屋	京呂	大壁	塗込	和	人力	
21 小林家	古佐田1-9-12	町家	19c中・嘉永3	主要四室	入母屋・棧瓦	6間半/5間	4間	4.7	下屋庇	物置	和小屋	京呂	大壁	塗込	和	人力		
22 米坂洋品店	橋本1-7-13	町家	19c中・嘉永6	主要四室?	切妻・棧瓦	6間/4間	4間	5.4	取込	居室	和小屋・二重	京呂	大壁	塗込	和	人力		
23 みそや呉服店	橋本1-7-13	町家	19c中	主要四室	切妻・棧瓦	5間半/5間	3間半	5.3	取込	物置	和小屋・登梁	京呂	大壁	塗込	和	人力		
24 村木家	橋本1-6-6	町家	3期	19c後・明治13	主要六室	切妻・棧瓦	5間/6間	5間	4.8	取込	物置	和小屋・二重	京呂	大壁	塗込	和	人力	普請帳有
25 みそや別館	橋本1-5-15	町家		19c後・明治17	主要五室	切妻・棧瓦	5間半/6間	6間	4.6	取込	座敷	和小屋	京呂兜蟻	大壁	塗込	和	人力	京大工が建てた
26 飯下美容室	橋本1-5-17	洋風		19c末	一室	寄棟・棧瓦	1間半/2間半	1間半	5.0	なし	居室	?	?	大壁	塗込(改造)	洋	?	
27 川上染物店	橋本1-3-13	店舗		19c末?	一室	寄棟・本瓦	2間半/1間半	1間半	2.8	なし	なし	?	?	大壁	蛇腹塗込	洋	?	いなばやに取付
28 カうどん	橋本2-5-2	店舗		20c前	?	寄棟・棧瓦	5間/4間半	2間半	5.3	取込	座敷	和小屋	京呂	真壁	出桁	洋	機械	3棟よりなる
29 火伏クリニック	橋本1-4-11	町家		20c前	?	切妻・棧瓦	5間/5間	4間	5.3	取込	居室?	和小屋?	?	大壁	塗込	?	?	
30 木村家	東家4-14-12	町家		20c前・大正3	主要四室	入母屋・棧瓦	7間/5間	4間	5.9	取込	物置	和小屋	京呂兜蟻	大壁	塗込	洋	機械	普請帳有
31 萱野家	橋本1-6-12	町家		20c前	主要二室・店	切妻・棧瓦	2間半/6間	4間	5.4	なし	座敷	和小屋	京呂兜蟻	大壁	塗込	洋	機械	
32 大谷薬局	橋本1-6-10	町家		20c前・大正14	主要二室・店	入母屋・棧瓦	4間半/4間	4間	6.3	なし	座敷	和・洋	京呂	大壁	塗込	洋	?	
33 平林酒店	橋本1-7-11	町家		20c前	店?	切妻・棧瓦	3間半/4間	3間半	5.8	なし	座敷	?	京呂兜蟻	大壁	出桁塗込	洋	?	
34 上田布田店	橋本1-6-13	町家	20c前・昭和8	主要一室・店	切妻・棧瓦	3間/5間	5間	6.4	取込	座敷	和小屋	京呂兜蟻	大壁	出桁塗込	洋	機械	普請帳有	
35 池永武文家	橋本2-6-4	町家	20c中・昭和11	主要四室・応接間	入母屋・棧瓦	7間/4間半	4間	6.3	取込	座敷	和小屋	京呂兜蟻	大壁	出桁塗込	洋	機械	普請帳有	
36 みよしや	橋本2-1-6	町家	20c中?	店	切妻・棧瓦	5間半/6間	6間?	6.5	なし	座敷	和小屋	京呂兜蟻	真壁	垂木露出	洋	機械		
37 加藤家	古佐田1-6-13	町家	20c中・昭和29	店	切妻・棧瓦	4間半/4間半	3間半	6.5	なし	座敷	和小屋	京呂兜蟻	真壁	垂木露出	洋	機械		

1) 家名の重複する姓は名前も記した。店舗名は現在の通称であり多くの店で同敷地に住まう。2) 規模は復原平面の主要部分。3) 軒高はGLより軒上端までの現状実測値。

る。しかし近代までも視野に入れた編年作業は、近代町家の位置づけのみならず、近世町家の改造過程の評価にも繋がると思われる。

なお以下では地区内に現存する長屋建築の編年は扱わない。既に別稿で長屋の編年について概要をとりまとめているが²⁹⁾、町家と長屋との相互の関係については今後の課題としたい。

資料とした町家は37棟であり、確認できた建築年代は宝暦2年(1752)を上限とし、昭和29年(1954)が下限である。復原結果からみて町家建築の発展的変遷過程は次の4期に分けて把握することが妥当であると思われる。もとより現存遺構より区分しているものであるため、1期より前段階があるのは自明であるが、いかなる建築であったかについては、推測の域を出るものではない。

- 1期 18世紀中期(宝暦・明和)
- 2期 19世紀前中期(文化・文政～嘉永)
- 3期 19世紀後期・20世紀初期(明治中後期)
- 4期 20世紀前中期(大正・昭和初期～)

1期のグループは10棟よりなるが、このうち2棟はもとは1棟の町家を分割したものである。この時代では二階のない稲垣・服装百貨マルニもあり、高度な空間利用を図る町家建築としては未発達である。とはいえ接客用座敷を備えた平面を持ち、正面を大壁で塗り込めて瓦葺き屋根を持つ本格的な町家形式がすでに確立されている。

2期のグループは13棟よりなり、このうち2棟はもと1棟である。平面形式は1期と大きな変わりはないが、建ちが高くなって二階の利用が進む。しかし二階に座敷を備えるのはごく一部(寺本菓子舗)である。屋根は棧瓦葺きが主要な葺き材になってくる。

3期のグループは6棟よりなる。このころには、みそや別館のように二階に座敷を備えるようになるが、必ずしもすべてがそうなった訳でなく、依然物置のままの家もある。調査をする中で町の全体をみても、この期の町家は数が少ないように思える。

4期のグループは8棟よりなる。平面形式は家によって多様化し伝統をふまつつも応接室を設ける家などが出てくる。また二階座敷が発達し池永武文家のように、むしろ一階の座敷より上格となる場合もあったが、いっぽうで木村家のように依然物置のままの家も見られる。

各期の平面の代表例を挙げたのが図5-1であり、これによっておおかたの変遷が把握できるだろう。これによれば間口5-7間程度、上屋梁間4間に正背面の庇を付け、二階外壁や軒裏を塗り込めた平入り形式の町家建築が、橋本における一つの典型的な町家形式とみられる。屋根は1期のころまでは本瓦葺き屋根であるが、2期以降は棧瓦葺きに転換している。

このような町家形式は和歌山県域において取りたてて珍しいものではないが、湯浅(湯浅町)や黒江(海南市)、

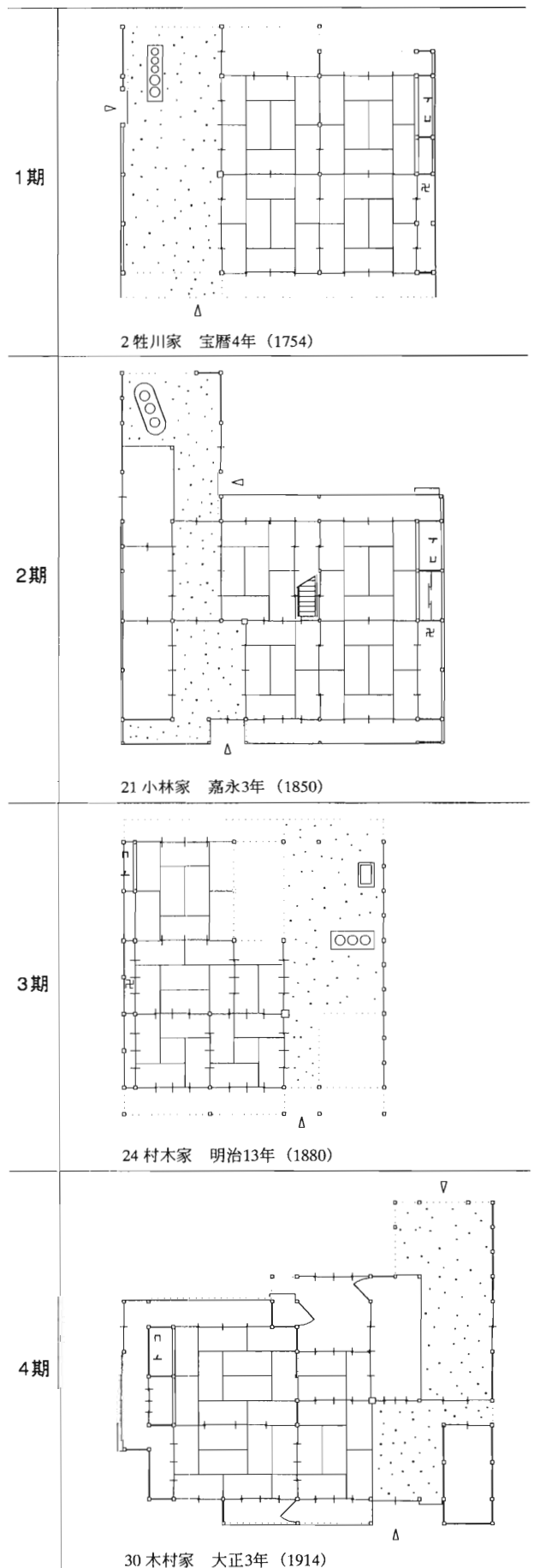


図5-1 各期町家の復原平面

嘉家作丁（和歌山市）で比較的遅い時代（江戸時代末期ころか）まで、屋根を本瓦葺きで造るのに対し、橋本では早い時期（18世紀後期）に棧瓦に転換している点が異なっている。吹き放しの正面庇を持つ嘉家作丁の町家や、一棟であるのに大棟を違えて造る湯浅の町家など、それぞれに地域の特徴がみられる。隣り合う奈良県五條¹⁰⁾と比較すると、座敷の発達過程が五條では角屋座敷を発達させるのに対し、橋本は本屋内に設ける点で大きく異なる。しかし、特に近代のものでは外観意匠において共通するところが多い。

橋本の場合、1階の正面ファサードを改造で失ってしまった家が多く、町家自体から地域の特徴を見いだすことは容易ではない。けれども町並み全体の景観として見ると、紀ノ川沿いにテラスを張り出す景観や、河岸段丘に張り付き、塊状に発達した町並みは、橋本ならではのものといえるだろう。

6. 橋本町家の編年指標

6.1 空間の構成

1) 平面形式

町家（主屋）の平面形式（一階）を大きく分けると、床上部が桁行方向で二列に並び四室を田の字形に並べるものと、一列に部屋を並べるものがみられた。土間は通り土間が基本で、土間後端部にヘツイ（竈）とハシリ（流し）を置く。商店に特化した家では上田布団店のように正面全体が土間で、一階には接客座敷を持たないものも多い。なお樋下家や大仲製粉所では、室列が三列ないし四列あり、復原すると全て床上部で、土間を持たない。このような他に例をみない平面を持つものもあった。

室列は1期から4期まで、二列四室形式と一列形式のいずれも共に存在していたことがわかる。二列形式が間口5-7間であるのに対し、一列形式は3間程度である。この二形式の差異は敷地間口の制約に起因すると思われる¹²⁾。最も古い遺構である宝暦2年（1752）建築の池永洋三家を、4期の町家と比べても平面形式上の差異は少ない。各期に多様な平面が存在しており、町家の分割によってそれは複雑さを増している。むしろこのような多様性自体が、橋本の一つの特徴であるように思われる。

2) 一階の座敷と床の間

接客座敷は橋本の場合、主屋背面側の最も上手室に設けられ、妻側に床の間を置く。このような座敷は、どちらかというと時代を通じて規模が大きく裕福な商家に見られ、間口の狭い家や商店では接客座敷を設けない家もある。もっとも橋本では、商家の入れ替わりが激しく、建った当時の家名を特定できないものも多かった。

床の間は編年表に示したように、古くは下屋庇形式で本屋に付け足した構造をとっているが、3期頃より大屋根の中に取り込むようになっていく。これは間口一杯に大

屋根を造り、敷地の効率的利用を図るようになったためであろうか。なお竿縁天井を床の間に床差しにする張り方は、近代にいたっても散見することができる¹³⁾。

調査をおこなった中で、離れ座敷として建てられた古い遺構は、地土であった土屋家（明和年間・18c後）や、紀州藩本陣を務めた池永洋三家（享和3年・1803）のものである。しかし町全体で見ると、江戸時代から離れ座敷を持っていた家は少なく、明治時代以降に比較的富裕な家を中心に、屋敷背面に離れ座敷を建てるようになっていくことがわかる。

近世では床の間を備えた書院座敷は、室列が二列以上の町家に限られていたが、近代になると長屋にいたるまで床の間を設けるようになる。4期になると造作材に非常な良材を使うようになる。目の詰んだ柂目の長押や天井板などである。同時にこれまで濃茶色に色づけするのが通例であった木部を素木で見せるようになる。

3期から4期に建築された町家の座敷では、編んだ麻糸を襖紙に張り付けたベージュ色の襖を良く目にすることができた。この場合の框は黒漆塗りである。比較的富裕な町家の座敷で多く用いられており、高価なものであったらしい。

近代の町家の場合、襖の下貼として新聞が使われることがある。新聞は本来下貼には適さず、和紙が良いとされている。下貼まで調査できた遺構数は少ないが、長屋（借家）の襖に新聞が多く用いられていた。新聞と棟札の年月がほぼ一致した例¹⁴⁾もあった。襖の下貼も建築年代を類推する有効な資料となることもある。

3) 座敷を拡げる工夫

先に主屋の座敷について述べたが、改造によって座敷を確保する例もあった。例えば畑富金物店では昭和6年（1931）に主屋の背面側梁間半間を切断し、二階建ての座敷棟を撞木形に増築した。座敷棟には一階二階ともに床の間を持つ書院座敷が備わっている。同じように、織部化粧品店も昭和初期に二階建てを増築、いなばや呉服店は、大正14年（1925）に平屋の角屋座敷を造っている。

但しこれらの座敷棟の使い方を見ていると、特に二階建ての場合、座敷の体をとっているものの、居室（寝室）として使われている例が多い。また敷地内を有効に使うためか、戦後になって主屋と土蔵・離れ座敷の間の中庭に、屋根をかけて屋内化したり（平林酒店など）、居住棟を建てたり（木村洋品店など）する例が見られた。

4) 軒高と二階の利用

軒高（本屋部分）は時代を経るごとに確実に高さを増している。これは町家の変遷過程では全国的に見られる変化であろう。1・2期では4～5m程度であり二階に立つと頭がつかえるほどであるが、4期には6m程になり、座敷として整った天井を張るだけの高さを持つようになっていく。これは後述するように二階の利用と関係し

ている。

改造によって長屋化した町家などもあって比較は容易でないが、町家と長屋とは同じ軒高でも時代差がある。但し少なくとも町家に限れば、軒高は編年の有効な指標であろう。

宝暦年間に建築された池永洋三家や牲川英雄家では、二階は低いつし二階形式であり、中央の室列にのみ造る。この場合の二階は天井がなく物置として用いる部屋であったが、両家ともに後の改造で二階部分を拡張し、天井を張って居室化をはかっている。

米坂洋品店（嘉永6年・1853）では二階座敷の準備段階に近い造作が成されている¹⁵⁾。しかし同じ嘉永年間建築の小林家（嘉永3年・1850）では、物置程度で座敷はなく、この頃が二階利用の一つの過渡的な段階であったことを伺わせる。

二階に整った「書院座敷」が出現するもっとも早い例は、寺本菓子舗（19世紀前期）であって、この次が明治17年（1884）建築のみそや別館である。しかし規模の整ったほぼ同時期の村木家では二階座敷がないところを見ると、一般化するのには3期のうちでも遅い時期であったようだ。みそや別館は正面側がつし二階形式であるが、背面側に書院座敷を造る¹⁶⁾。4期に入って本格的に二階を座敷化するよう、昭和11年（1936）建築の池永武文家では、二階が正面側から背面側へ続く書院座敷となっている。稲垣洋品店のように、屋根をかさ上げしてまで座敷（どちらかという居室に近い意匠）に改造する例もあり、二階の利用形態は編年指標として有効である。

6.2 構造と構法

1) 小屋構造

伝統的な小屋組は、棟通りに桁行梁を一本入れ、これに一間毎に上屋梁を掛けるのが基本である。上屋梁上に束建てし、束を貫て固める和小屋組である。

現存最古の池永洋三家や牲川英雄家では、中央室列のつし二階部分のみを登梁構造にして、小屋裏を有効に使うようになっている。登梁はこのほか2軒でも見られたが、その他には例がない。

上屋梁の掛け方には、梁を水平に架けるものと、やや高く通した棟通りの桁行梁に、桁から投げ掛けるものがある。傾向としては投掛梁が古いものと考えられるが、その

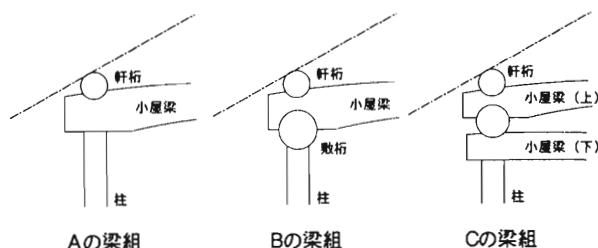


図 6-1 3種類の梁組

画期は定かでない¹⁷⁾。梁尻の納まりは、ほとんどが京呂組であるが、現存最古の池永洋三家では、折置組となっている。

2) 上屋梁尻の納まり

上屋梁尻の納め方は、一般的には民家の発展の方向として、折置が古く京呂が新しい。しかしこれには地域性も大きい。

年代がほぼ確定あるいは推測できる1期群の遺構に、池永洋三家、牲川英雄家、稲垣洋品店・服装百貨マルニ、木村洋品店がある。これらは県内最古級の町家であり紀ノ川沿いに建ち並んでいる。年代は比較的まとまっているが、4棟の梁の組み方には図6-1に示したような3種類がみられた。仮にA,B,Cを付して見ていこう。

AとBは全国的に広く見ることができ、Cの組み方は他に例をみないだろう。

Aは折置組で池永洋三家で使う。調査遺構のなかで、Aは付属屋をのぞくと橋本では池永洋三家と富岡表具店のみで、池永家が年代の判明する最古の遺構であることから、最も古い形式と見てよいと思われる。

Bは京呂組である。明治前期頃までは橋本の町家で最も一般的な梁組形式で、広範かつ長い期間採用されていたようである。牲川英雄家、木村洋品店がこの梁組である。2棟とも敷桁は径1尺程の大材で、かなり曲がりの強い部分もあった。建築年が池永洋三家より2年遅い牲川英雄家が、このような京呂組を採用する点は、この頃が折置組から京呂組への転換期であったことを伺わせる。

Cは折置組と京呂組の折衷ともいえそうな梁組である。分割所有されている稲垣洋品店・服装百貨マルニのうち、後者の梁組¹⁸⁾が全てこの納め方であった。Cの梁組の変則的な組み方は、AからBへの移行過程での過渡的なものとする。

Bはやがて敷梁と軒桁を兼用する京呂兜蟻組と変化する。明治17年（1884）のみそや別館では京呂兜蟻組であるが、明治13年（1880）の村木家では未だBの梁組である。4期では完全に京呂兜蟻組に切り替わっている。

3) 軒の造りと外壁

宝暦年間建築の二棟は一方が出桁造りの角形垂木塗り込め、もう一方が通常軒の塗り込めである。近世の橋本では町家は例外なく軒まわりや二階外壁を壁土で塗り込めるのが普通であった。外壁は大壁に造るが、小舞を柱外に釘打ちする形式で、真壁程度の厚みの大壁造りとなっている。内側からみると、貫より外側に壁の内面が来る例もあり、仮に「外大壁」とでも呼びたい特異な壁の納まりである。

正面の軒まわりは、3期から4期にかけて塗り込めをやめて木部を見せるようになる。同時に腕木を出した出桁造りの例が増える。大阪では明治42年（1909）の大阪府建築取締規則によって、慣行であった町場の真壁化が許

されているが、この大阪での規則が橋本にも影響を及ぼしたと見て良いだろう。

しかし大和街道筋の町家を見ると、4期に建てられたものであっても大壁で造っている町家が圧倒的に多い。この期の町家は黒漆喰を塗ったり、袖うだつを付けたり、壁に筋を付けた「鎧壁」にしたりとさまざまなバリエーションがあるが、これらは重厚さを表したものと考えるのが妥当であり、依然街道筋が重要視されていたことを伺わせる。

4) 屋根葺材

宝暦年間に建てられた池永洋三家や牲川英雄家は本瓦葺屋根である。今回調査をおこなった家の中では、本瓦葺は他に二棟の町家で見ることができた。しかし他の家はすべて棧瓦葺屋根である。橋本の町を見渡しても、本瓦葺屋根は土蔵を除くと非常に少ない存在である。明和年間建築の遺構において、すでに建築当初から棧瓦葺であるようなので、後世の葺替えも考慮する必要があるが、本瓦葺は18世紀後期頃にすたれ、棧瓦葺に転換したものと見られる。したがって本瓦葺屋根はほとんどが1期の遺構であろう。

棧瓦の軒先瓦は万十瓦と万十のないものがあるが、街道筋の町家は万十瓦を使っている。瓦には「東家瓦与」の刻銘のある瓦が良く見られた。棧瓦葺の軒先に一文字瓦を使う例も3期に初出し、4期に一般的にも使われている。この4期には屋根に緩いむくりを持つものも現れている。

5) 和釘と洋釘

和釘はいうまでもなく、鍛冶屋が手作りで作成したものである。しかし明治初期に和釘に代わって、洋釘（丸釘）が輸入された。高コストの和釘に比べ、洋釘は圧倒的に安価で明治20年頃には和釘にとって代わっている。

橋本の場合では、明治17年（1884）建築のみそや別館で、和釘と洋釘が併用されていた。棟札や主要な見え掛かりに洋釘を使っていた。しかし床板や階段まわりが和釘であったのである。このことから、この明治17年頃がちょうど過渡期であったといえる。明治33年（1900）に奈良県吉野から橋本に移築された前歴のある日本聖公会橋本基督教会旧教会堂（吉野時代は農家の主屋）では、移築時の棟札は洋釘で打たれている。

このような例から釘の種類で建築年を大別することができる。もっともその釘が当初か改造の結果か判断する必要はある。

6) 野物加工

近世において製材は、大鋸、前挽、斧を使った人力加工である。しかし近世末より機械製材が始まる。機械化された製材過程は飛躍的に効率が良くなった。機械製材のトップを切ったのは丸鋸で、明治前期には全国的に使われている。明治30年頃より帯鋸が導入され、明治末か

ら大正期には帯鋸の国産機が普及する^{※11)}。

橋本の町家で丸鋸の初見は、はっきりしない。帯鋸の初見は大正末期建築の池永武文家離れ座敷で、床板や天井板に帯鋸の加工痕が見える。4期に建築された町家では、桁材を中心に帯鋸挽が見られるようになり、昭和10年頃には、ほとんどの野物材が帯鋸挽で、人力加工は一部の部材に限られてくる。

7. おわりに

最後に建築・文献双方の調査から得られた知見を関連させて論じておきたい。

橋本の町家は、周辺の農村部の農家と基本的には同質の形式から出発したものと考えられる。紀北の農家は前座敷三間取型がいくつか報告されているのみで、この関係を建物の比較から直接論じることはできない。とはいえ、間口5-7間と比較的大規模で、田の字型の間取りを有する町家が一つの標準となっていたことが、このことを示唆するものと考えられるのである。この間口5-7間という町家建築の規模は、直接的には大和街道沿いの両側町の町割りで採用されていた間口寸法に規定されたとみられる。だが、さらに想像を巡らせば、そもそも町割りの時点で比較的大きなサイズの住居を建設することが想定されていたと考えることもできるだろう。こうした間口寸法の大きさが在郷町の町家、ひいては在郷町の町並みとしての特徴としてまずあげられるものと思われる。

しかし、全体が大規模な町家で構成されたわけでももちろんなく、その半分程度の間口の町家も建設された。一列形式の平面がこれらの間口規模に対応していたことは既にみた通りである。敷地間口の復原作業の中で指摘しておいたように、当初から3間程度の規模の敷地が一定数存在したと推測されるから、小規模な町家は早くから建設が行われていたものと考えられる。

その後、近世の中・後期には、川原町を含む「新畑」の地区が開発され、そこに長屋・小屋が建設されていったものと思われる。一方、大和街道沿いの町家では5-7間の間口の町家の分割が行われ、複数世帯が一つの主屋に居住するような居住形態も生まれた。こうした町家の分割を契機に、多くの屋敷で敷地の分割も行われたようである。しかし、その場合でもおそらく建物自体は壊されることなく維持され、ある時点で居住世帯の一つが敷地全体を買い取るようになったのであろう。分割された敷地であるにもかかわらず所有者が同一である事例が多いのは、こういう経緯を反映しているのではないかと考えられる。

さらに、特に近代に入ってから、接客空間である座敷の充実を契機に町家は発展した。紀ノ川沿いに離れ座敷を建てる、座敷を主屋に付加する、などの手法により豊かな居住空間が生み出されるに至った。

このように、在郷町としての橋本は、長い時間をかけて魅力ある地域独自の空間を作り上げてきたことが確認された。当該地区の再開発はスケジュールに従って進行しているところではあるが、このように魅力的な空間を少しでも後世に残す方策がないか、関係する各位と共に考えていきたい。

<注>

- 1) 橋本の町についての史料は、文7)においてすでに相当数が翻刻されている。本研究ではこれらの刊本史料に加え、現在進行中の新市史の編纂業務に際して収集された近世・近代史料の写真版を参照させて頂いた。以下、刊本名が記していないものは、この写真版によるものである。閲覧に際して御協力頂いた同市編纂委員会の諸氏に感謝の意を表したい。
- 2) 土屋家文書（橋本市立資料館寄託）。年紀はないが、図中に「第四大区三小区」とあることから、明治5-12年(1872-79)の期間に作成されたとみることができる。
- 3) 村木家文書。
- 4) 当該地域一帯では慶長期に検地が行われた。橋本町の検地帳は現存していないが、おそらく同時期のものと推定される。なお、「藤兵衛」の名前の肩に付された「大」とは、藤兵衛の屋号「大和屋」を示すものと考えておきたい。
- 5) 橋本市内の旧村の検地帳には、同様の地番が記入されている。
- 6) 若干時期は下るが、明暦元年(1655)2月19日の大火で、古佐田村と合わせて132軒の家々が焼失している（「川原町焼失之覚書」『年代記』[礼の巻、ぬ]、堀江家文書、『橋本市史』上巻、pp.895-903）。この数以上の家が当時、古佐田村及び橋本町に存在していたことを示している。
- 7) 前掲「川原町焼失之覚書」。
- 8) 「伊都郡橋本川原町火事之節類火之者・家数竄書上帳」（前掲「川原町焼失之覚書」所収）。なお、拝借米は間口1間あたり米7升5合と決められていたため、拝借米の貸し付けられた48世帯についての総間口が115間だったことも判明する。1世帯あたり平均の間口は約2.4間となる。これは後述する平均的な町家の間口の半分以下にあたるので、住居規模の点で「半役」の家々は相対的に小規模だったのではないかと推測される。
- 9) 「（橋本宿割図）」（応其寺文書）。なお、江戸時代の橋本を描く古絵図としてこれまで知られているものに、「橋本・東家見取図」（『ふるさと橋本市』（橋本市、1985年）がトレース図を収載）がある（原図の所在は不明）。同図は、辻田豊「元禄五年の「橋本・東家見取図」再検討」（『橋本歴史研究会報』87、pp.1-2、1998年）によれば、元禄5年(1692)の高野騒動に関連して作成されたものである。僧侶たちの牢などを描くのが目的であるため、簡略なものであり、町の形成史に使用するには情報量が限られている。しかし、現在の川原町の付近に「河原」との書き込みが行われていることは、以下本論文で述べる形成過程の推定の補強材料となる。
- 10) 以降は上方（紀州）街道を経由して大坂から江戸へ向かったという（文8）pp.558-559を参照）。
- 11) なお、時間的制約により果たせなかったが、寄宿した武士の名称を検討することにより、より厳密な年代考証を行うことが可能である。この点は他日を期したい。
- 12) 大場修『近畿地方における町家形式の発展と町並の構成に関する史的研究（歴史的町並史研究序説）』（私家版、1990年）では間口規模と室列数に関連があることが述べられている。

- 13) 和歌山北部では床差しの竿縁天井が伝統的に使われてきたようで、天野（かつらぎ町）の近代の茅葺き民家でも、床差しの竿縁天井を見ることができる。
- 14) 北田家長屋（古佐田1-5-10、昭和10年建築、今回報告の対象外）。
- 15) 低い砂摺りの竿縁天井がある。二階の床の間は当初が不明であるが、大屋根内に取り込まれ、空間としては当初から計画的に造られている。
- 16) みそや別館は呉服店として明治17年に京都の大工と地元の大工が建てており、表屋造りをはじめとして随所に京都風の造りが見られる。棟札が残る。
- 17) 五條では、『五條町並調査の記録』において、登梁から投掛梁、水平梁への移行が指摘されている。
- 18) 稲垣洋品店部分は小屋組をかき上げる改造があって、当初の梁組ははっきりしない。

<参考文献>

- 1) 奈良国立文化財研究所『和歌山県の民家』（和歌山県教育委員会、1969年）。
- 2) 林野全孝『近畿の民家—畿内を中心とする四間取り民家の研究—』（相模書房、1980年）。
- 3) 千森督子「漆器の町黒江における町割と家並」（『民俗建築』86、1985年）ほか。
- 4) 本多友常ほか「雑賀崎地区中ノ丁における住居平面構成変容の特質—傾斜環境における住空間変容の要因分析（和歌山市雑賀崎）—」（『日本建築学会論文報告集』544、2001年）。
- 5) 谷直樹ほか『紀州湯浅の町並み 伝統的建造物群保存対策調査』（湯浅町教育委員会、2001年）。
- 6) 和歌山県文化財センター調査・編集『紀州北部の町並み』（財）和歌山県文化財センター、1998年）。
- 7) 『橋本市史』（上・中・下巻、1974年）、『和歌山県史』（近世史料二、1980年）、『日本塩業大系』（史料編近世三、日本専売公社、1977年）。
- 8) 『和歌山県史』（近世、pp.225-228、1990年）。
- 9) 平山育男ほか「橋本市中心市街地における長屋と編年指標の検討—橋本の長屋建築4 和歌山県中心市街地の町と町家の調査研究 その13」（『平成13年度日本建築学会近畿支部研究報告集』日本建築学会、2001年）。
- 10) 奈良国立文化財研究所『五條町並調査の記録』（同研究所刊、1977年）。
- 11) 村松貞次郎『日本近代建築技術史』（彰国社、1976年）。

<研究協力者>

梅嶋 修	長岡造形大学大学院
西澤 哉子	〃
田村 収	絵写工房
江島 祐輔	長岡造形大学大学院
筑波 匡介	〃
高橋 良仁	〃
松本 継太	長岡造形大学環境デザイン学科
小根山基文	〃
斧上 紗木	〃
但木由紀枝	〃
中村希一郎	〃
長谷部圭紅	〃
辺見 哲也	〃
石塚 直樹	〃
戸嶋みずほ	〃
高橋珠州彦	筑波大学大学院環境科学研究科
大屋みのり	〃